



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032

東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST
TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

100%子会社からの欠損金の引継ぎ

平成22年度税制改正におけるグループ法人課税の影響の余波が未だに続いています。税理士の中には、これまで経験した最大の改正だという人もいます。その一つがこれから取り上げる100%子会社からの欠損金の引継ぎに関する問題です。親会社から見れば100%子会社の赤字による繰越欠損金を引継げれば税金計算上有利になるので利用の可能性を検討し、引継制限条項に抵触しなければ、これまでは適格合併による欠損金の引継ぎが検討され実施されてきました。ただ、子会社の欠損金だけを利用するために行われる適格合併は、包括的租税回避規定に抵触するのではないかと問題提起も行われており、税務リスクを抱えていました。平成22年度の税制改正では、これに加えて子会社を解散させて残余財産が確定すれば、これも引継制限条項に抵触しなければ子会社の繰越欠損金を引き継ぐことになりました。したがって、100%子会社の繰越欠損金を引継ぐ方法として、親会社においては適格合併と解散による残余財産の確定の二つの方法を選択できることになったこととなります。この結果、適格合併に代えて、子会社を解散させて残余財産を確定すれば欠損金を引き継ぐ代替的な方法も認められることから、適格合併の方法による繰越欠損金の引継ぎは包括的否認規定により否認される可能性は低くなったのではないかとわれてきています。もちろん、これは一般論で個別の事情により異なりますので、経済的な合理性を欠く不自然な合併、例えば繰越欠損金を有する単なるペーパーカンパニーの合併ような場合には否認される可能性もありますので実際の適用には十分ご注意ください。

赤字企業の脱出方法

先日、赤字企業が黒字化するための方法というセミナーに参加してきました。こういったセミナーや書籍は巷に大量にあり千差万別ですので、一つの意見として参考にして頂ければと思います。

赤字企業には、定性的要因と定量的要因がそれぞれ5つあり、それらを改善すれば黒字化できるという内容でした。それぞれの要因は下記になります。

<定性的要因>

- ①社長(経営者)に元気がない。→これが最も重要な要因になります。
- ②従業員にやる気・元気がない。→すぐには業績に直結しませんが、後々必ず業績が悪化するでしょう。
- ③変化に対応できない。→現在の急激な経済環境下では、今までのやり方の否定が必要になります。
- ④未来を語れない。→特に1年後、3年後、5年後の会社の方向性を語れるかが重要になります。
- ⑤トイレが汚い。→松下幸之助や某車用品会社の提言にある通りです。

<定量的要因>

- ①売上高の推移を分析できていない。→売上が増加している場合でも問題が起こりえます。
- ②人件費率(人件費÷売上高)の推移を分析できていない。→経営指標はたくさんありますが、営業利益率と人件費率に着目しましょう。
- ③現預金の推移を把握していない。→営業キャッシュフローを簡単にでも把握しましょう。
- ④借入金残高が多い。→赤字が続くと銀行の融資姿勢が変わりますので注意が必要です。
- ⑤税金対策金融商品に多額の投資をしている。→あくまでも納税の繰延であることを忘れずに。いろいろな要因はありますが、いずれにしても意識改革が必要であることは間違いないようです。